

令和7年8月27日
関東経済産業局

経営革新等支援機関の認定取消について

中小企業等経営強化法第31条第1項の規定により認定した経営革新等支援機関について、同法第35条の規定による命令に違反したと認められることから、同法第36条第2号の規定に基づき、当該認定を取り消しましたので、別紙のとおり公表します。

以上

(別紙)

認定を取り消した経営革新等支援機関

事業者名	代表者名	認定支援機関 ID	取消日	取消の理由
一般社団法人 エンリンクス	中村 寛之	106320000220	令和7年8 月27日	認定経営革新等支援機関の 経営革新等支援業務に該当 する IT 導入支援事業者と して行った業務に不正があ ったため、必要な実施体制 が構築されているかを確認 したところ、構築されてい ないことが判明した。その ため事業者に対し、その改 善に必要な措置を講ずべき ことを命じたが、業務改善 計画等において措置の適切 な実施が認められず、当該 命令に違反した。